

各都道府県
建築行政主務部 御中

国土交通省住宅局建築指導課

緊急事態宣言を受けた新型コロナウイルス感染症予防に配慮した
定期調査・検査業務の実施について

平素より建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただき、感謝申し上げます。

令和3年7月12日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が東京都において発出、沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間が延長され、新型コロナウイルス感染症対策本部長が定める「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日決定、令和3年7月8日変更。以下「基本的対処方針」という。）が示されております。

新型コロナウイルス感染症の感染予防に配慮した定期調査・検査の報告業務については、「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症予防に配慮した定期調査・検査業務の実施について」（令和3年6月21日付け事務連絡）により協力をお願いしたところですが、基本的対処方針を踏まえ、引き続き報告期限の猶予等について柔軟な対応を行うとともに、定期報告書の提出にあたってはオンライン又は郵送による受付、審査時等の電話やテレビ会議等による情報の確認等を最大限活用することにより、効率的かつ円滑な業務の実施及び感染予防に最大限配慮するよう重ねてお願いいたします。

なお、「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」（令和2年国土交通省令第98号）により、令和3年1月1日から国民や事業者等に対して押印を求める建築基準法施行規則等の手続については押印を不要としたところであり、「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令等の施行について（技術的助言）」（令和2年12月28日付け国住指第3408号）で通知したとおり、定期調査・検査の報告業務における手続のオンライン化についても積極的に検討し、取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、「簡易なオンライン手法による定期報告実施に係る留意事項について（技術的助言）」（令和3年3月30日付け国住指第4488号）により、電子メールによる定期報告業務の実施に関する留意事項等を示しておりますので、参照の上活用いただきますようお願いいたします。

貴管内の特定行政庁及び地域法人（特定行政庁との契約に基づき定期報告制度に関する業務を行う公益法人等をいう。）に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。